

令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について

令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について、下記のとおり報告する。

記

1 調査対象

区立小学校(51校)、特別支援学校小学部(1校)、及び中学校(22校)

2 調査方法

質問紙調査

3 調査対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 調査結果

- (1) 暴力行為の状況 (p2)
- (2) いじめの状況 (p3～p4)
- (3) 不登校の状況 (p5～p6)
- (4) いじめ及び不登校等への主な取組 (p7～p9)

(1) 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為
 例 ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
 ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

① 暴力行為の発生学校数等

【学校数単位:校、件数単位:件】

校種	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
小学校	5	13	4	57	3	25	5	16
中学校	6	11	6	75	10	77	21	122

② 暴力行為の詳細

【学校数単位:校、件数単位:件】

年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
分類	校種	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
対教師暴力	小学校	4	9	2	23	2	6	4	6
	中学校	2	2	0	0	0	0	3	8
生徒間暴力	小学校	1	2	3	34	2	16	3	4
	中学校	4	6	6	68	9	73	18	87
対人暴力	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	1	1	0	0	1	1	1	1
器物破損	小学校	1	2	0	0	2	3	3	6
	中学校	1	2	3	7	3	3	12	26

※ 暴力行為の発生学校は重複している場合がある。

③ 考察

暴力行為の件数及び学校数については、文部科学省及び東京都教育委員会より提示された、暴力行為の定義に当てはめて精査している。

小学校では、対教師暴力、生徒間暴力が大幅に減少した。中学校では、生徒間暴力、器物破損が大幅に減少した。新型コロナウイルス感染症による教育活動の制限が緩和されたことにより、コミュニケーションの機会が増え、対話や豊かなかかわり合いを通じて、他者との付き合い方を学ぶことができたと考えられる。令和4年度より実施している「いたばし学級活動の日」の取組により、学級活動の充実が図られ、異なる意見を受け入れたり、合意形成したりする力を身に付けてきていることも要因として考えられる。

また、板橋区立学校では、SCやSSW等の外部機関を積極的に活用することで、個の状況に合わせた支援をすることができるようになったことが、減少の要因と考えられる。

(2) いじめの状況

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」
 いじめが「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。また、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。さらに、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

① いじめ認知件数

【単位：人】

年度 校種	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小学校	4683	3979	2834	5096
中学校	417	298	211	415
合計	5100	4277	3045	5511

② いじめの現在の状況

【単位：人、割合の単位：％】

校種		小学校				中学校			
項目	年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
解消している もの	件数	2862	2995	1667	3508	225	228	137	315
	割合	61.1	75.3	58.8	68.8	54.0	76.5	64.9	75.9
解消に向けて 取組み中	件数	1821	984	1167	1588	192	70	74	100
	割合	38.9	24.7	41.2	31.2	46.0	23.5	35.1	24.1
その他	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4683	3979	2834	5096	417	298	211	415

③ いじめ発見のきっかけ

【単位：件】

校種		小学校				中学校			
項目	年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
学校の教職員等が発見		3881	3536	2406	4076	344	210	150	318
内 訳	学級担任が発見	767	541	534	263	73	74	47	47
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	15	23	27	45	15	13	10	9
	養護教諭が発見	14	14	12	24	0	4	4	3
	スクールカウンセラー等の 外部の相談員が発見	6	7	17	26	0	1	0	0
	アンケート調査など学校の 取組により発見	3079	2951	1816	3718	256	118	89	259

校種		小学校				中学校			
項目	年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		学校の教職員以外からの情報により発見	802	443	428	1020	73	88	61
内訳	本人からの訴え	613	361	308	821	53	62	39	64
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	100	62	58	110	14	11	11	24
	児童生徒(本人を除く)からの情報	72	14	52	70	6	8	7	4
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	17	5	10	17	0	7	4	5
	地域住民からの情報	0	1	0	0	0	0	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	2	0	0	0	0
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4683	3979	2834	5096	417	298	211	415

④ いじめの態様(複数回答可)

【単位:件】

校種		小学校				中学校			
項目	年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	3583	3107	2110	4039	326	190	144
仲間はずれ、集団による無視をされる。	493	487	381	440	22	30	21	31	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	686	536	455	820	52	54	16	41	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	0	30	17	5	1	4	17	20	
金品をたかられる。	0	0	2	4	1	0	1	5	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	39	33	42	78	7	5	6	17	
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	106	203	122	143	3	3	5	29	
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	19	13	16	27	26	26	15	29	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		4926	4409	3145	5556	438	312	225	444

⑤考察

昨年度と比べ、いじめ認知件数が増加した理由は、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い制限されていたコミュニケーションを伴う活動が行われるようになり、友達同士の関わりが増加したことが原因であると考えられる。また、いじめ認知の定義が浸透し、児童生徒の被害性に寄り添っていじめを認知してきたためと考えられる。いじめの解消率の低下も同様で、いじめの解消について浸透したことで、安易に解消とせず、丁寧に対応をしていることが要因であると考えられる。

いじめ発見のきっかけでは、学校の教職員以外からの情報により発見された件数が大幅に増加した。学校教職員だけでなく、児童生徒、保護者にもいじめに対する意識の変化が見られている。

(3) 不登校の状況

不登校とは、令和4年度間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童生徒の中で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)の数。

例 ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。

・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。

・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。

・漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない(できない)。

① 不登校児童生徒数

【不登校数単位:人 出現率単位:%】

校種		年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小学校	不登校数		445	311	275	199
	出現率		1.88	1.32	1.17	0.86
中学校	不登校数		619	451	424	381
	出現率		6.68	4.87	4.64	4.27
合計	不登校数		1064	762	699	580
内訳 (欠席90日以上からは内数)	欠席30日以上		507	295	298	226
	欠席90日以上		557	467	401	354
	出席10日以内		134	118	115	98
	出席0日		49	42	43	41

② 不登校の要因(主たるもの)

【小学校】

【単位:人】

区分 年度	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	合計
	いじめ	をいじめを除く友人関係	をいじめを除く友人関係	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐ	入学、転編入学、進路時の不適応	家庭環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	遊び、非行		
令和4年度	2	50	11	22	1	0	0	6	9	59	10	71	204	0	445
	20.7%								17.5%			61.8%			
令和3年度	2	21	4	12	1	0	3	4	18	34	7	47	157	1	311
	15.1%								19.0%			65.6%		0.3%	
令和2年度	0	39	2	10	0	0	2	11	6	35	3	35	132	0	275
	23.3%								16.0%			60.7%			
令和元年度	0	24	4	8	1	0	1	3	4	26	8	14	106	0	199
	20.6%								19.1%			60.3%			

※上記にない項目もある

【中学校】

【単位:人】

区分 年度	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		合計	
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐ	問題	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐ	入学、転編入学、進路時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	遊び、生活リズムの乱れ		無気力、不安
令和4年度	0	96	3	62	7	4	7	13	8	26	15	46	332	0	619
	31.0%								7.9%			61.1%			
令和3年度	0	84	1	35	8	1	0	19	4	26	9	23	241	0	451
	32.8%								8.6%			58.5%			
令和2年度	0	64	3	30	10	1	5	32	11	29	12	48	179	0	424
	34.2%								12.3%			53.5%			
令和元年度	0	55	3	25	8	3	5	12	5	40	12	19	194	0	381
	29.1%								15.0%			55.9%			

※小数点第二位以降が表示されていないため、割合の合計が100に満たないものがある

③ 指導の結果登校するようになった児童生徒

【単位:人 割合の単位:%】

区分	校種	年度	小学校				中学校			
			令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
①指導の結果、登校できるようになった児童生徒数	人数		101	75	73	59	113	70	137	90
	割合		22.7	24.1	26.5	29.6	18.3	15.5	32.3	23.6
②指導中の児童生徒数	人数		344	236	202	140	506	381	287	291
	割合		77.3	75.9	73.5	70.4	81.7	84.5	67.7	76.4
計			445	311	275	199	619	451	424	381

④ 考察

不登校数や出現率の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による登校意欲の低下や、児童生徒にとっては不登校の時期が休養等の積極的な意味をもつことがある(令和元年10月25日付、文部科学省通知)等の考え方が浸透したことにより、登校への意識が変わったことが要因の1つであると考えられる。

不登校の要因では、小学校・中学校ともに、「学校に係る要因」が増加している。学業不振を不登校の理由にする児童・生徒が多く、より一層の「わかる・できる・楽しい」授業の実施や、学習面における個に応じた支援の充実を図っていく必要がある。

中学校では、指導の結果登校するようになった生徒は、令和3年度から令和4年度にかけて増加している。別室の「居場所」をつくり、不登校生徒への支援を丁寧に行う中学校が増えていることが要因であると考えられる。

現代の子どもたちは、承認を求める傾向にあり、しかし、教室ではそれが満たされないという現実があるため、不適応を起こすことがある。今後は、教員が「教える」という指導観から「支える」という指導観にシフトチェンジを図り、一人ひとりの状況を適切に見取りながら最善の支援ができるよう、意識改革、組織改革を図る必要がある。

(4) いじめ及び不登校等への主な取組

① いじめ問題への取組

・生徒会交流会(年2回)いじめ防止シンポジウムの開催(年1回)

全区立中学校の生徒会代表が、自校のいじめ防止の取組を交流、及びいじめ防止に向けた取組を提言。

・「ふれあい月間(教員研修・いじめアンケート)」の実施(年3回)

全学校で東京都が設定している6月、11月に、区独自に2月を加え、全校で校内研修及びいじめ防止の指導・啓発、いじめアンケートによる調査等を実施。

・いじめ防止に関する研修の実施

生活指導主任を対象とする研修や年次研修においてもいじめ防止に関する内容を扱い実施。

・学校生活満足度調査(hyper-QU)の実施(年2回)

小学校5・6年、中学校7・8年を対象に、学校生活の満足度を測る調査を実施。児童・生徒の学級満足度等を把握し、いじめの早期発見・よりよい学級集団づくりにつなげる。

・スクールカウンセラーによる全員面接(年1回)

小学校5年及び中学校7年を対象に、個別面接又はグループ面接でカウンセリングを実施。支援が必要な児童・生徒への早期発見・早期対応、いじめ未然防止につなげる。

・いじめに関する授業の実施及び授業公開(年間3回以上)

全校で特別の教科 道徳や学級活動等で、いじめ防止に関する授業を実施。年間1回以上、保護者や地域の方へ公開。

・相談窓口・いじめメール相談の周知

ふれあい月間や長期休業前に全児童・生徒に向けて、相談窓口を周知。

・学校ネットパトロール(中学校毎月、小学校4月・9月・1月)

委託業者がインターネット上のいじめを含む不適切な投稿等をパトロール。必要に応じて、教育委員会から各学校へ連絡し、学校での指導等の対応を実施。

・スクールロイヤー制度

学校管理職が直接、弁護士に相談できるよう整備。いじめ防止対策推進法に沿った対応等について助言を基に、各学校で対応。

・夏季休業明け前アンケート調査実施

各校において、一人一台端末を活用したアンケートを実施。心配な児童・生徒へ、直接またはオンライン面談を実施。

② 不登校への取組

○学校における取組

・不登校校内委員会の開催

学校が不登校児童・生徒に対する支援を組織的・継続的に実施できるように会議を開催し、情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議。

・登校支援シートの活用

不登校等の長期欠席者に対する登校支援シートを作成し、不登校になった要因の把握、支援策について、関係者間で情報共有を図る。

・欠席対応マニュアルの活用

欠席時の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化し、不登校の疑いや予兆への対応を含めた段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげる。

・「小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣」チェックシートの配布・活用

小・中学校への入学を控えた幼児・児童と保護者へ、生活習慣に関わる事柄をチェックシートや、『新入学に関するご案内』に示し、望ましい生活習慣の定着につなげる。

・いじめアンケート及びいじめに関する授業の実施 ※①を参照

・板橋区立学校学級安定化対策事業(アセスメント)の実施 ※①を参照

・スクールカウンセラーの活用

臨床心理の専門的知識や経験を有する学校外の人材を活用し、子どもたちの不安や悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。(令和5年度より区のスクールカウンセラー23名を追加で配置)

・スクールソーシャルワーカーの活用

不登校児童・生徒の家庭を訪問したり、相談や医療、福祉など関係機関と連携したりしながら、不登校児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けた支援を行う。(令和5年度よりスクールソーシャルワーカー11名を増員配置)

・板橋区コミュニティ・スクール

「板橋区コミュニティ・スクール」において、不登校等、学校の課題を共有し、熟議を行う。

・学校支援地域本部事業

学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティアに学習支援や登校支援の協力を依頼する。

○教育委員会における取組

・板橋区教育支援センター相談機能の活用

板橋区に在学・在住している幼児、小・中学生及び高校生とその保護者の悩みについて、教育相談員(臨床心理士、言語聴覚士)が相談を受ける。

・板橋フレンドセンター

様々な理由で学校に行くことができない、行かない児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援している。

・「家庭教育支援チーム」の設置

不登校児童・生徒とその保護者に対して、主任児童委員、民生児童委員が、学校と連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行う。

・「中高生勉強会」の実施・推進

学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生(相当年齢を含む)が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設5か所で開催している。

・生涯学習センターi-youth(中高生・若者支援スペース)

大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとしてi-youthを設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。

・不登校改善重点校事業

「学校と家庭の連携推進事業」に指定された学校では、学校生活において課題の見られる児童・生徒への支援や保護者との相談等に支援員等を活用して、課題解決を図る。

・不登校対策特別委員会の設置

学識経験者や不登校改善重点校の校長等を構成員に、不登校の改善に向けた取組を協議し、実効性の高い、具体的な取組を各学校に発信し、普及を図っている。

・不登校加配教員の配置

平成5年度から不登校の生徒数が多い学校などに対して、学校からの申請に基づき、東京都教育委員会として不登校支援を行う教員を配置している。

・研修の充実 ※P7①を参照